

第 8 号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号)の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

「
別表中

月額 107,000円

 を
」
「

年額 1,000,000円

 に改める。
」

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 特別職の職員で非常勤のものものうち教育委員会委員に支給されるべき報酬額を、委員の活動に合わせて年額制とするとともに、府内の各市教育委員会委員の報酬額との均衡を図るため、次のとおり改正すること。

	現 行	改正後
教育委員会委員	月額 107,000円 (年額換算 1,284,000円)	年額 1,000,000円

- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。